

野田市告示第 2 5 4 号

屋外広告物法第 8 条第 2 項の規定により、野田市長が除却し保管した広告物等について、次のように告示する。

令和 8 年 9 月 1 5 日

野田市長 鈴 木 有

1. 保管した広告物等の名称又は種類及び数量

はり札 4 2 枚

2. 保管した広告物等が表示され、又は設置されていた場所及び当該広告物等を除却した日時

別紙のとおり

3. 当該広告物等の保管を始めた日時及び保管の場所

別紙のとおり

4. その他（返還するために必要と認められる事項）

広告物等を返還する旨を申し出る方は、広告物の所有者等であることが分かる書類等を持参して、下記担当までお越しくください。

また、返還には規則で定められた受領書（押印したもの）が必要となります。

※ 問合せ先・担当 都市部都市計画課 電話 0 4 - 7 1 2 3 - 1 1 9 3

第九号様式の二（第十六条第二項）

保 管 物 件 一 覧 簿							
整理番号	保管した広告物等		保管した広告物等が 放置されていた場所	除却した年月日時	保管を始めた年月日時	保管の場所	備考
	名称又は種類	数量					
8-8-1	立看板	—	市道１５０２～我孫子関宿線～市道１５１１～２５ ３８～２５２８～結城野田線～ふれあい中央橋～１ ５１１	令和８年８月４日	令和８年８月４日	野田市役所土木部 旧補修事務所	
	はり札	10	桐ヶ作～古布内～次木～親野井～古布内	午前９時から午後４時	午前９時から午後４時		
8-8-2	立看板	—	我孫子関宿線～市道２５３２～２５３８～１５１１ ～ふれあい中央橋～結城野田線	令和８年８月４日	令和８年８月４日	野田市役所土木部 旧補修事務所	
	はり札	8	古布内～木間ヶ瀬～次木～東宝珠花	午前９時から午後４時	午前９時から午後４時		
8-8-3	立看板	—	つくば野田線～市道１１７０～１１６０～結城野田 線～市道２２００～越谷野田線～つくば野田線～市 道１０６１～１１６０～結城野田線～市道１２２０ ～３２００１～つくば野田線～市道２３９０～１１ ６０～１０６１	令和８年８月１８日	令和８年８月１８日	野田市役所土木部 旧補修事務所	
	はり札	6	宮崎～野田～上花輪～中野台～中野台鹿島町～野田 ～上花輪～清水～中野台鹿島町	午前９時から午後４時	午前９時から午後４時		
8-8-4	立看板	—	市道１０６１～２１０６４～２１０８１～１１０１ ９～２０８０～１０５０～２０８０～２３１０～１ ３７０	令和８年８月１８日	令和８年８月１８日	野田市役所土木部 旧補修事務所	
	はり札	6	中野台鹿島町～堤台～岩名～春日町～岩名二丁目～ 岩名一丁目～尾崎～岩名～五木新町～光葉町～桜の 里	午前９時から午後４時	午前９時から午後４時		
8-8-5	立看板	—	市道１２６０～５２０３９～５２０４０～５２０１ ８～１３９０	令和８年８月２５日	令和８年８月２５日	野田市役所土木部 旧補修事務所	
	はり札	12	山崎	午前９時から午後４時	午前９時から午後４時		